

栃木県との「知的財産の活用による地域の活性化と産業の振興のための協力に関する協定」
及び「(同協定の実現に関する詳細を定める)覚書」の締結について

標記協定書及び覚書につき、栃木県と以下のとおり締結した。

《協定書》

〈協力事項〉

- (1) 知的財産の普及啓発に関する事業
- (2) 知的財産の知識を有する人材の育成に関する事業
- (3) 知的財産に関する相談事業

〈有効期間〉

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

〈締結者〉

日本弁理士会会長	奥山 尚一
栃木県知事	福田 富一

《覚書》

〈事業〉

知的財産に関するセミナー、シンポジウム、相談会等

〈有効期間〉

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

〈締結者〉

日本弁理士会関東支部長	吉田 芳春
栃木県産業労働観光部長	大森 敏秋

以上